

第3回新技術等効果評価委員会 議事要旨

1 日時

令和4年3月15日（火） 13:00～14:30

2 場所

WEB会議による開催（中央合同庁舎第8号館5階共用A会議室を含む。）

3 出席者

【委員】

安念委員長、石井委員、尾形委員、小黒委員、落合委員、鬼頭委員、佐古委員、杉山委員、中室委員、西村委員、林委員、板東委員、程委員（案件1除く）、増島委員

【事務局等】

内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局 三浦次長、松山企画官
内閣府 大臣官房企画調整課 伊藤課長

【出席者】

案件1.

経済産業省 経済産業政策局 蓮井審議官
経済産業省 経済産業政策局新規事業創造推進室 石井室長
法務省 民事局 堂蘭審議官
アクセンチュア株式会社 吉田氏、藤瀬氏、原田氏

案件2.

経済産業省 経済産業政策局 蓮井審議官
経済産業省 経済産業政策局新規事業創造推進室 石井室長
法務省 民事局 堂蘭審議官
三菱UFJ信託銀行株式会社 齊藤氏

4 議題

- ・ 新技術等実証計画の認定申請書について（2件）
- ・ その他（事務連絡等）

5 議事経過

【案件1について】

- （1）案件1に関して、申請者であるアクセンチュア株式会社から申請内容の説明があり、その後、経済産業省と法務省から、主務大臣の見解として認定の見込みである旨の説明があった。
- （2）主な質疑応答は以下のとおり。

- 本実証は、産業競争力強化法上の債権譲渡通知等に関する特例の認定を取得する前提として行うものと理解しているが、措置省令第2条に記載されている各要件をどのように実施するのか。

【増島委員】

- ・ 本実証の後に事業運営側において満たすべき要件もあるものの、当社として満たすべき各要件については全て満たしているという前提で実証を行う。【申請者】
- ・ 措置省令第2条に記載されている各要件を満たしているかどうか、経産省、法務省とも連携し、実証を通じて明らかにしていきたい。【事務局】

- 本特例の適用に関し、元々確定日付のある証書が求められていた趣旨との関係をどのように考えていけば良いのか。また、もし公的な第三者による証明であることが求められているとすれば、今般の実証においては誰か第三者が確認するのか。【石井委員、佐古委員】

- ・ 産業競争力強化法の改正により、確定日付のある証書による通知等に代わるものとして特例措置を認めるとしたものである。【経済産業省】
- ・ ご指摘も踏まえて第三者による確認の必要性について検討していきたい。【申請者】

- 本実証において、信託受益権を売買するのはどのような人なのか。【小黒委員】

- ・ 機関投資家だけでなく、個人投資家にも売買していただくことを想定している。【申請者】

- (3) 申請者、経済産業省、法務省の退席後、委員会としての意見を審議し、委員会として、主務大臣の見解は適当である旨の意見を決定した。

【案件2について】

- (1) 案件2に関して、申請者である三菱UFJ信託銀行から申請内容の説明があり、その後、経済産業省と法務省から、主務大臣の見解として認定の見込みである旨の説明があった。

- (2) 主な質疑応答は以下のとおり。

- どれだけの案件数を実証していくのかなど、検証方法の定量的な観点からご教示いただきたい。

【西村委員】

- ・ 本実証においては、合計で3～4桁の移転数を考えており、検証する件数としては十分であると考えている。

なお、移転数には、引受証券会社からその先の投資家への販売も含まれている。【申請者】

- 3点確認したい。1つ目は、今回の実証では、運用面でイレギュラーなケースに対しても検証することになっているのか。2点目は、このようなシステムを通じた信託受益権の売買などにより、信託銀行・カストディアンとしての役割が今後広がる方向になっていくのか、信託会社としての見解を聞かせてほしい。3点目は、実用化されるまでにはいくつのステップで実証が必要と becoming くるのか。【程委員】

- ・ まず1点目については、今回の実証では投資家起因のイレギュラーが生じたとしても実証に影響しないと考えている。また、不正移転に関しては、いくつかの条件がそろわないと操作できないようにセキュリティの担保がなされており、この複数の条件をそろえることはかなり難しいうえ、各受益権の原簿管理者たる受託者に強制移転機能を持たせているため、不正な移転が生じたとしても在るべき状態に復旧することは可能であることから、イレギュラーなケースを特段本実証で検証することは考えていない。

2点目については、信託銀行がカストディアンとして暗号資産を保全している例は多く存在するため、今後も勉強していきたい。

3点目については、今般の実証が上手くいけば、新事業特例制度を申請していきたい。【申請者】

○ 強制移転が起きたかどうかに関しては、第三者が確認することができるのか。また、その強制移転は適切な操作であったのかを第三者が確認することはできるのか。【佐古委員】

- ・ 原簿管理者以外の複数のノードで移転の状況は共有されるため、不正な強制移転が誰にも検知されないままとなることは起こりえないものと考えている。また、今後、ノード参加者からの検証に加えて、ノードを保持しない第三者からも客観的に検証することができるシステムを考えていきたい。【申請者】

(3) 申請者、経済産業省、法務省の退席後、委員会としての意見を審議し、委員会として、主務大臣の見解は適当である旨の意見を決定した。

(以上)